

○山口市環境審議会規則

平成17年10月1日

規則第105号

改正 平成24年4月1日規則第34号の4

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市環境基本条例（平成17年山口市条例第128号）第33条第4項の規定に基づき、山口市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 環境の保全に関し学識経験のある者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、特に必要があると認めるときは、次条に定める特別委員のほか、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会に専門的事項について助言を求めるために特別委員を置くことができる。
- 5 前項の規定による特別委員は、専門的学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規則第34号の4)

この規則は、公布の日から施行する。